

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高取町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和八年一月二十三日

奈良県知事 山下真

- 一 測量の目的 公共測量（地籍図根三角測量）
- 二 測量の地域 高市郡高取町大字丹生谷地内
- 三 測量の期間 令和八年一月十三日から同年三月三十日まで